

麻問屋 神田家勘定帳（大正期）における 会計処理の特徴

山崎 佳夫

1 序 論

神田家文書の歴史的背景や資料的価値等については、富山大学日本海経済研究所発行の「麻問屋 神田家勘定帳」（昭和53年）「続麻問屋神田家勘定帳」および「第1次大戦後不況期麻問屋の経営記録」（昭和55年）の前書および解説に詳しく記されているので、それらに譲りたい。本稿では、神田家勘定帳に現われた会計処理にかぎって、いくつかの特徴を探ってみたいと思う。

神田家固有の会計処理は、すでに明治9年に遡ってその原理を求めることができる。しかし、記録の欠如等により、それが連続的に適用されるようになったのは、明治23年以降である。明治から大正、さらに昭和に入っても、その原理は踏襲された。「継続性（Consistency）の原則」は会計理論上極めて重要な原則である。その意味で、神田家勘定帳は、会計処理の適用に関して高く評価されねばならない。また補助簿等の第1次資料には、年月の経過と共に、その多様化・精緻化に著しい進歩がみられることも確かである。それは会計監査の面から、勘定帳の検証可能性を高めるものである。しかし、会計処理の原理そのもののうちに、大きな発展がみられないことは残念なことである。すなわち、それは単式簿記の領域に止まり、複式簿記への移行を示す記録を見出すことはできなかった。

注 「附録神田家文書目録」参照、これらの補助簿等の検討については他日を期したい。

勘定帳では、家業の麻取引を中心として会計処理がなされ、それ以外の取引、例えば不動産（土地・建物）や有価証券（株式・公債）については、毎年、収入・支出の事実を歴史的に示すのみで、その変動や変動からくる売買損益については全く記録されていない。もっとも有価証券については、期末毎に一覧表を作成し、時価表示を付記しているが、ここでも評価損益は記録されていない。

それは、麻の取引という家業を慎重に専行すべきであるとする家訓を忠実に遵守してきたところに由来する。つまり、経理上、純粋に家業の範囲を劃し、その記録にかぎろうとしている。しかも、家訓によれば、財産は土地・証券・現金に3分割することを建て前とするところから、以上のような型の会計処理になったものと解される^注。

注 「祖先ヨリノ譲受タルモノハ、商品ニ無之限リハ、絶対ニ堅守責持、死ヲ以テ相守リ被ウ度事、爰ニ高下価ヲ不問、堅守可致事、遺言ニ及候也。」（大正元年「沓ヶ年概況」）

「必ず利欲ニ走ルベカラズ。勉メテ業務ヲ注意シ、財産ハ三分ニ区シ（有金・田地・株券）等分御守リノ事、必ず見逃スベカラズ。」（大正8年「備考」）

「如何ニ財勢ハ変化スルトモ、凡テ資産ヲ一方ニ依ラズ三分ニ区シ、（有金・田地・有価証券）死守スベク事」（大正9年上期「備考」）

京都の老舗でも多くが財産の3分法方式をとり、(1)商売用資金(2)有価証券(3)不動産に区分し、しかも店

金用と奥向用とを峻別している（足立政男「老舗の経営法とモラロジー」148頁）。

一般に商人の分限として、(1)知足安分(2)仕来り尊重(3)家業専心が挙げられた。家業専心とは、人よりも家・家の業を重じ、家業の永続を最大の目的とするものである。類似の家訓に次のものがある。

「我が家累代ノ家業アリ、依テ以テ家ヲ起シ来レリ、決シテ他業ニ指ヲ染ムルナカレ」（三井宗竺遺書）

「吾家伝来ノ商売ノ外、別ニ新規ナル商売ヲ増加セントスル時ハ、店中一統協議ヲ遂ゲ申スベク、商品仕入ノ時ニテモ、店中一統熟議ノ上、正当明白ナル物品ヲ仕入レ、曖昧ナル物品ハ縦令如何程徳用ニテモ仕入相成ラザル事」（市田家・家則）

営業外の不動産等（固定資本の投下）を静態的に把え、営業取引を中心とする経理のみを行えば、流動資本（運転資本）の変動記録にかぎられることとなる。この点からみれば、神田家の会計処理は複会計制度（Double-Account System）に通ずるものがあるように思われる。しかし、経営規模の拡大や経営方式の近代化とともに、土地や有価証券が、営業上の借越・手形借入の際の担保物として活用されてきている。間接的にせよ、営業に参加してくるようになれば、不動産や有価証券も会計処理の対象にすべきであったと思う。旧商法には、商人に対し次の規定があった。

「財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルニハ総テノ商品、債権及ヒ其他総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市場価値ヲ附ス 弁償ヲ得ルコトノ確ナラサル債権ニ付テハ其ノ推知シ得ヘキ損失額ヲ扣除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ帰ス可キ債権ハ全ク之ヲ記載セス」（第32条第2項、明治23年）

「財産目録ニハ動産、不動産、債権其ノ他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ附スルコトヲ要ス」（第26条第2項、明治32年）

「財産目録ニハ動産、不動産、債権其ノ他ノ財産ニハ価額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス 其ノ価額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ超ユルコトヲ得ズ」（明治44年改正、昭和13年 第34条 第1項となる。）

営業上の資本金を固定し、流動資本の変動記録に止まらず、固定資本（設備資本等）の変動記録にまで拡大して始めて、完全な会計制度となる。

2 資本と利益

資本・利益 年 度	現 在 資 本 (A)	調 整 (B)	修 正 資 本 (A+B)	前 期 資 本 (C)	利 益 金 (A+B)-(C)
大正元年	27,374.809	株式・地所建物 574.24 特別 支出 1,113.70 1,687.94	29,062.749	23,208.26	5,854.489
2 年	29,562.505	株式・建物 2,780.50 特別 支出 2,102.63 4,883.13	34,445.635	27,374.839	7,070.796
3 年	26,576.439	株式・建物 7,111 特別 支出 760 7,871	34,447.439	29,562.505	4,884.934

4 年	22,870.493	株式・地所建物 8,970.09 特別 支出 3,028.59 <u>11,998.68</u>	34,869.173	26,576.43	8,292.743
5 年	23,584.957	株式・地所 21,741.33 特別 支出 733.10 <u>22,474.43</u>	46,059.387	22,870.493	23,188.894
6 年	30,194.80	株式・地所 29,659.76 特別 支出 3,400.00 <u>33,059.76</u>	63,254.56	23,584.95	39,669.61
7 年	31,008.55	株式・地所建物 41,138.06 特別 支出 6,130.00 <u>47,268.06</u>	78,276.61	30,194.80	48,081.81
8 年	31,124.36	株式・地所建物 60,309.75 特別支出 4,233.00 <u>64,542.75</u>	95,667.11	31,008.55	64,658.56
9 年	25,205.40	株式・地所建物 -4,298.30 特別支出 5,550.85 <u>1,252.55</u>	26,457.95	31,124.36	-4,666.41
10 年	66,921.37	株式・地所 11,704.40 特別支出 13,625.93 <u>25,330.33</u>	92,251.70	25,205.40	67,046.30
11 年	115,191.776	株式 -20,099.69 特別支出 5,705.09 <u>-14,394.60</u>	100,797.176	67,046.30 (66,921.37)	33,750.876 (33,875.806)
12 年	128,358.50	株式・地所 37,558.62 特別支出 26,641.86 <u>64,200.48</u>	192,558.98	115,191.776	77,367.204
13 年	121,929.39	株式・地所 49,713.59 特別支出 15,556.00 <u>65,269.59</u>	187,198.98	128,358.50	58,840.48
14 年	118,615.82	株式・地所 4,355.31 特別支出 7,250.00 <u>11,605.31</u>	130,221.13	121,929.39	8,291.74
15 年	107,013.07	株式・地所 46,059.06 特別支出 4,576.00 <u>50,635.06</u>	157,648.13	118,615.82	39,032.31

注 大正11年の前期資本および利益金は（ ）内の数字が正しい。¥67,046.30は大正10年の利益金に等しく、この数字が誤って転記された。

「調整(B)」欄の支出は、神田家の本業から外れた営業外取引および個人取引である。そこで店の計理においては、それらを支出以前の状態に戻し次のように取り扱われる。

「調整(B)」欄支出は、当期の利益計算に参加せず、支出されなかったものとして現在資本(A)に加算され、この合計額(A+B)から前期資本(C)を差し引いて当期利益(A+B)-(C)を算定する。しかし、この現在資本(A)は次期の利益の算定において前期資本となる。この時点で「調整(B)」欄支出は容認される。このように資本金は一定せず、毎年変動するが、年度毎につとめて「営業損益」を計算しようとする。しかし、資本が固定されていないところから、事業の期間比較を正しく行うことができない。したがってそれらは経営資料として充分ではない。また利益処分案(欠損金処理案)も作成されることなく終わっている。およそ複式簿記の成立には、实在勘定のみでなく、名目勘定(資本・費用・収益)の導入が前提となる。

「株式」と「地所・建物」は共に、中立の勘定として取り扱われ、それらは営業上の勘定から区別される。ここに複会計制度にみられるような二重構造を呈しているのである。「所有株式」は毎期一覧表示され、時価評価も付せられた。「地所・建物」は、権利書等をもって裏付けられたものであろう。「所有不動産」として詳述された年度(大正15年)もある。「特別支出」は、最も神田家の私的色彩の濃いものである。神田家の慶事・仏事から家屋の普請・家財道具等の支出をふくみ、さらに家族への療養費等の負担にまで、克明に記録されている。

このように商資あるいは店資(資本金)が、店の会計と家計との双方に用いられている。本来、家計と区別されるべき店の会計単位ないし財務単位(資本金)が未だ峻別され確定されていない。

3 純財産概念

一般的に言って、期間損益の決定方法には、損益法(誘導法)と財産法がある。損益法は複式簿記を前提として、(1)資産・負債の変動と(2)費用・収益の変動の両面から継続的に記録し、期末に財政状態(貸借対照表)と経営成績(損益計算書)を表示し、純損益を求める。

財産法は、期末毎に財産の棚卸しを行ない、資産および負債に分類し両者の差額から純財産額を求める。今期の純財産額と前期の純財産額の差額をもって当期損益とする。それは財産の変動のみに着目する単式記録であり、期中の記録は行わず、期末毎の時点計算である。たとい財産別に継続的記録を行ってもそれは体系的・有機的なものではない。前掲の規定(明治23年・32年・44年)にみるごとく、旧商法は財産法の立場を採った。神田家の勘定帳の処理もまた財産法に属する。

注 単式簿記は、会計主体の経済活動を貨幣単位によって継続的に記録する非組織的な記帳技術である。それは、資産・負債勘定の一部を記帳の対象とするにすぎず、資本・損益に関する記録を欠くのが常である。したがって、完全な歴史的な記録の保持はもとより、それから誘導的に財務諸表を作成することもない。

神田家勘定帳における財産は、流動資産と流動負債であり、したがって純財産概念は流動資産と流動負債の差額として扱われる。前述のごとく、資金的支出である固定資産(地所・建物・投資)についての完全な記録は、意識的に省かれている。また減価償却計算もなされていない。複会計制

度においても同様である。

注 商法において減価償却に関する規定が新設されたのは昭和13年である。「営業用ノ固定資産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル価額ヲ附スルコトヲ得」（第34条第2項）しかし、この規定は任意規定であるから、減価償却は法的に強制されない。

流動資産は、(1)現金預金・有価証券(2)原材料・製品（両者の区別は必ずしも明らかでない。）(3)債権(4)その他に大別することができよう。

- (1) 現金、当座預金、郵便振替口座、組合貯金、積立金、有価証券（公債・債券）等
- (2) 麻苧、紵、綾子、布原糸経操整系糸、有布、製布、綿糸、麻糸、伊予簾等
- (3) 売掛金（布売上貸、製麻糸貸付）、受取手形（約束手形・為替手形）、金銭貸付（信用貸・保証貸・担保貸）、未収金、立替金、保証金（麻糸販売契約信認金）等
- (4) 割戻り、実得米^注等

注 自家用飯米を差し引いた売却可能な分をいう。ちなみに、資本金を米の時価で換算することができる。例えば、大正元年の資本金 $\yen 27,374.805$ は、1,255石7斗2升5合（@ $\yen 21.80$ ）であり、大正15年の資本金 $\yen 107,013.02$ は、3,754石8斗4升3合（@ $\yen 28.50$ ）である（麻問屋神田家勘定帳総括表）。

また流動負債は、(1)債務(2)未払費用等(3)見積費用等に大別することができる。

- (1) 当座借越（担保差入）、買掛金（麻代・糸代・布代）、支払手形（約束手形・引受為替手形）、手形借入金（担保差入）、預り保証金（麻糸販売信認金）等
- (2) 税金（布消費税未納額）、給料・賞与、運賃、利子、工賃・紺染料、普請費、割戻し、寄付金等
- (3) 不良債権償却、不渡手形償却、準備金（商品滞貨準備金、諸貸付に対する準備金）^注等

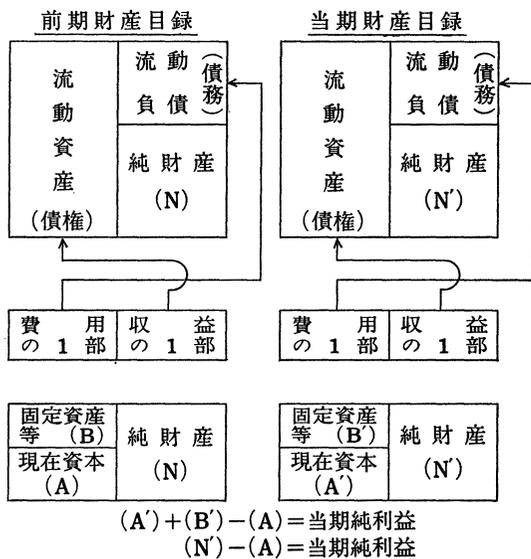
注 「準備金」は明治35年以降継続して設定されているが、設定基準は不明である。

それは一種の評価性引当金であって、株式会社に適用された下記の「法定準備金」とは無関係のようである。「準備金カ資本ノ4分ノ1ニ達スルマテハ毎年ノ利益ノ少ナクモ20分ノ1ヲ準備金トシテ積置クコトヲ要ス」第219条第2項（明治23年）、「会社ハ其資本ノ4分ノ1ニ達スルマテハ利益ヲ配当スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ20分ノ1以上ヲ積立ツルコトヲ要ス ②額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ルコトヲ要ス」第194条（明治32年）

4 あとがき

日本最初の簿記書（帳合之法）は、単式簿記にあっては明治6年、複式簿記にあっては明治7年、福沢諭吉によって紹介された。原本は、Bryant & Stratton の Common School Book-Keeping, New York 1871 である。「帳合之法」は、広く学校の教科書となったが、これにより実際の店の帳合を改善した者は少なかった。当時の経営が、未だそれを要求する必然性に乏しかったのかもしれない。歴史的に会計制度を(1)現金主義会計(2)半発生主義会計(3)発生主義会計に分けるとすれば、商的企業である神田家のそれは(2)に属するであろう。しかし、半発生主義の典型は複会計制度であって、鉄道業に多くの適例を見る（The Regulation of Railways Act 1868）。次頁参照。

神田家の会計組織図



複会計制度

